

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名 並びにその所属する部局の 名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした 会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 数	備考
令和5年4月分該当なし										
令和5年度 京浜港貸付国有港湾施設定期点検業務 横浜市中区本牧ふ頭1番1地先 他 R5.5.26～R6.2.22 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R5.5.26	国際航業(株) 東京都新宿区北新宿2丁目21番1号	9010001008669	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-1のとおり (簡易公募型プロポーザル)	41,365,955	39,908,000	96.5%		

令和5年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和5年度 京浜港貸付国有港湾施設定期点検業務

本件は、下記の理由により、国際航業株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港及び川崎港の貸付国有港湾施設に対して適切な維持管理を行うため、維持管理計画書に基づく点検診断を行うものである。

本業務の点検診断対象には、気象・海象・潮位条件により立入制約を受ける栈橋構造の施設や広範囲な荷さばき施設、水中部部材のため劣化状況の把握が難しい部材等がある。また対象施設は全て供用中のコンテナターミナルであるため、運用に妨げないよう厳しい時間的制約の中で点検診断作業を実施しなければならない状況であり、より効率的で経済的に実施できる新しい点検技術が必要である。

よって、従来の点検診断方法にとらわれず、維持管理に関する専門的な知見を有する者から「費用対効果が期待される効果的かつ効率的な点検診断技術の活用」の技術提案を募り、優れた提案を仕様へ反映することにより優れた成果を期待することができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注する事とした。

国際航業株式会社は、本業務実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においてもっとも優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、国際航業株式会社と随意契約致したい。

令和 5 年度

京 浜 港 湾

随 意 契 約 理 由 書

(件 名) 令和 5 年度 京浜港湾クラウドサービスの運用・保守

本件は、下記の理由により株式会社 EARTHBRAIN と随意契約致したい。

記

本件は、港湾整備 BIM/CIM クラウドシステムを運用するためのクラウドサービス（サーバーの利用・保守、及びソフトウェアライセンス）の契約を行うものである。

本システムは、令和 2 年度から構築を開始して、概ね 5 年間での完成を計画しているもので、令和 2 年度に基本システムを構築し、「株式会社 EARTHBRAIN」（旧：株式会社ランドログ）のクラウドサービスにより、試験運用を開始している。

また、本システムは、既存のアプリケーションソフトである Navisworks (Autodesk 製)、Forge (Autodesk 製)、Navis+ (CTC 製)、ILSim (CTC 製) 等をカスタマイズして構築していることから、前述したアプリケーションソフトのカスタマイズおよび搭載が可能なクラウドサービスが必要となる。

「株式会社 EARTHBRAIN」は、国内で唯一、上記、アプリケーションソフトのカスタマイズと運用が可能なクラウドサービスを提供している会社である。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、株式会社 EARTHBRAIN と随意契約するものである。

令和 5 年度

京 浜 港 湾

随 意 契 約 理 由 書

(件 名) 令和 5 年度 横浜港新本牧地区工事安全管理等業務

本件は、下記の理由から、東亜建設工業（株）横浜支店 と随意契約致したい。

記

横浜港新本牧ふ頭建設事業の航行安全対策については、2018（平成 30）年 12 月に学識経験者、海事関係者、海上保安庁、国土交通省関東地方整備局（以下、「関東地方整備局」という。）及び横浜市港湾局からなる「横浜港新本牧ふ頭整備に係る船舶航行安全対策調査検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置して検討を行ったが、この中で、海事関係者及び海上保安庁から当該工事の安全と一般航行船舶等の安全を確保するための対策として、「警戒船の運用」、「工事用作業船の運航管理」、「工事作業情報の周知および保安応急等」について総括的に管理運用する体制を図ることを強く要請された。

当該工事が長期間にわたり船舶航行の輻輳区域で行われることから、この要請を受け、本事業の共同事業者である関東地方整備局と横浜市港湾局が、事業者（発注者）と請負者の代表者からなる「新本牧ふ頭建設工事連絡協議会」及び「航行安全連絡協議会連合会」を設置し、2019（令和元）年 5 月の検討会議において、同連合会事務局が総括的な安全管理を実施することで了承され、工事中の安全対策の了解が得られた。

こうした背景を踏まえ、令和元年 12 月 19 日に関東地方整備局と横浜市で「横浜港新本牧ふ頭建設工事に伴う船舶航行安全管理に係る協定書」（令和元年 12 月 19 日付け、港湾政第 931 号、横浜市港湾局回答）（以下、「協定書」という。）を取り交わし、令和 2 年度から、協定書に従って当該工事の安全管理業務を共同で実施しているところである。

本業務は、関東地方整備局と横浜市が行う新本牧ふ頭建設工事の安全と一般航行船舶の安全を確保することを目的とし、情報管理、警戒管理、施設維持管理及び運航管理を行い、有効かつ適切な安全管理が総括的に機能するよう、協定書に基づいて関東地方整備局と横浜市が共同で実施しているものであり、契約については横浜市が指名競争入札方式にて入札し、先行して契約することから、関東地方整備局はこの契約先である東亜建設工業（株）横浜支店と契約するものである。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、東亜建設工業（株）横浜支店と随意契約するものである。

令和 5 年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 土地使用料 (東扇島)

本件は、下記の理由により、三菱UFJ信託銀行株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、川崎港東扇島地区において実施中の川崎港東扇島水江町地区臨港道路整備事業にて使用する作業ヤードの借上を行うものである。

当該事業の東扇島地区における作業ヤードは、限られた工期の中で速やかに事業を進めるため、事業用地と隣接していることが必須である。上記の条件をもとに作業ヤードとして適切な物件を調査したところ、三菱UFJ信託銀行株式会社の当該物件以外に適切な物件はなかったため、三菱UFJ信託銀行株式会社を特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、三菱UFJ信託銀行株式会社と随意契約することとする。

令和 5 年度

京浜港湾

随意契約理由書(件名) 土地使用料(袖ヶ浦)

本件は、下記の理由により、株式会社ダイトコーポレーションと随意契約致したい。

記

本件は、令和 4 年度横浜港新本牧地区護岸（防波）A 築造工事において HB ケーソン及び RC ケーソンを製作するにあたり、そのヤードとして株式会社ダイトコーポレーションより借り上げるものである。

東京湾内における当該工事实施地区周辺において、HB ケーソン及び RC ケーソンの製作作業を行う場所として大型構造物の製作が可能であり、かつ、3,000t 級以上の起重機船での浜出しが可能となる適地を調査したところ、数カ所の候補地があったところであるが、そのうち、借地に対応出来る土地は、株式会社ダイトコーポレーションが南袖物流ターミナルとして管理する当該土地以外になかった。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、株式会社ダイトコーポレーションと随意契約することとする。

随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 : 令和5年度 横浜港本牧地区岸壁 (-16m) (改良) 他
改良等工事設計内容確認業務
2. 履行場所 : 京浜港湾事務所
3. 契約の相手方 : 名 称 株式会社日本港湾コンサルタント
住 所 東京都品川区西五反田8-3-6 TK五反田ビル
4. 随意契約法令 : 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
5. 随意契約の目的・内容及び随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

本業務は、横浜港本牧地区岸壁 (-16m) (改良) 他改良等工事の適切な施工と良好な品質確保を目的に、施工業者、その設計を担当したコンサルタント、発注者が参加する「三者会議」に参加し、設計意図の伝達等を行うものである。

「三者会議」とは、工事施工段階において、設計意図の伝達及び情報共有を図るものであり、設計者からの設計意図の説明、発注者からは施工上の留意事項の説明、施工者からは設計図書への質問や現場条件に適した施工技術の説明等を行い、それらに関する質疑応答を通じて、参加者間の情報を共有し、工事の手戻り防止等を図るものである。当該会議の目的を履行するためには、当該工事の設計図書に対し専門的技術力等を駆使して、発注者の要請に適切かつ迅速に対応する必要がある。

(2) 理由

本業務は、前述のとおり設計を担当したコンサルタントが「三者会議」の設計者として会議に参加するものであり、当該工事の設計を実際に担当した者でなければ、当該会議において設計意図の明確な説明や施工者からの質問等に対する適切かつ迅速な対応ができないものと判断される。

株式会社日本港湾コンサルタントは、過年度に当該工事に係る設計を実施していることから、業務の履行にあたり参照した情報、履行の経緯等を熟知しており、設計意図を的確に伝達することができる唯一の者である。

以上のことから、本業務を円滑に遂行するためには株式会社日本港湾コンサルタントが唯一の契約相手と判断し、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、株式会社日本港湾コンサルタントと随意契約するものである。